水土里ネット（みどり）かくだ

あぶくま川水系 角田地区土地改良区広報

第11号

新役員集合写真　（前列左２番目から永田理事、前列右から２番目井上理事）

あぶくま川水系角田地区 土地改良区の概要

（令和６年４月１日現在）

組合員数	5,013名
管理面積	5,053ha
排水機場	９施設
揚水機場	123施設
た め 池	58施設

内町溜池に飛来したコウノトリ

令和６年８月１日 発行
●発　行　者／あぶくま川水系角田地区土地改良区
●発行編集人／理事長　面 川 義 明
●印　　刷／佐藤印刷株式会社

住　所／宮城県角田市角田字中島下458番地
電　話／0224-63-1234　FAX／0224-63-1358
E-mail／abukuma@kakuda-midori.net
H　P／http://www.kakuda-midori.net/

ごあいさつ

あぶくま川水系角田地区土地改良区
理事長　面川義明

酷暑の候、組合員の皆様には日頃から土地改良区運営と事業推進に対し特段のご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年は、春先からの日照り続き等の影響で阿武隈川の水位低下により予定通りの取水量が確保できず組合員の皆様には大変ご心配をおかけしました。今年は取水口の土砂払いなどの対策を講じたこともあり無事に田植え作業を過ごすことが出来ました。これも、各地区の総代役員の皆様や水利調整委員の皆様の献身的な活躍とご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。さて、主な土地改良事業を報告します。県営造成整備事業（新小斎・新坂津田機場）・県営水利施設整備事業（坂津田・新小斎・桜機場）他に災害復旧事業（坂津田など）・また県営農業農地整備事業（尾袋川東・高田萱場地区）など、総事業費５億９千万円の事業を実施いしました。この事業費の中で補助金・交付金・市町村負担金が５億３千万という多額のご支援をいただき各種事業に取り組んできたところです。

国営事業に関しては、令和元年東日本台風のより甚大な被害が発生したことにより、豪雨時の排水対策として排水系統の見直しや基幹施設の能力強化など抜本的な整備を要望していたところです。これまで国営土地改良事業「角田地区」推進協議会として要請活動をしてまいりましたが、令和４年11月１日に規約改正があり丸森町を加えて「角田市・丸森町国営土地改良事業推進協議会」として改め、事業採択に向け黒須角田市長を会長とし、保科丸森町長、そして土地改良区が一丸となり要請活動を強力に推進してきたところです。また、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所はじめ宮城県農政部・地元選出の国会議員の皆様に並々ならぬご理解とご指導をいただき極めて順調に要請活動が進んでおります。

令和６年度農水省の予算の中で、国営土地改良事業「角田･丸森地区」の事業着手に向け「地区調査」として正式に決定されました。この事業は、「角田･丸森町地区」国営土地改良事業２期工事「国営総合農地防災事業」として計画され、農家・組合員の皆様には工事費の負担を求めない事業として進められております。これまで洪水・排水対策は農家・農民が主体的に取り組むものだという考えの基に農林水産省を中心に工事が進められてきました。いま国において、洪水対策の考えが大きく変わろうとしています。

「流域治水への転換」が求められています。今後は、気候変動により洪水発生頻度が約２倍から４倍になると予想されています。相次ぐ洪水被害対策の一つとして「流域治水」という考えの基に、上流・下流という利害関係を乗り越え流域全体であらゆる関係者が協働して対策を講じ、みんなで負担することだといわれています。また国営２期工事の小田川排水機場新設及び堀切排水機場増強工事などの事業採択において「流域治水地域」に指定されることが大きな採択要件となりました。特に角田市の中心市街地の排水対策の根幹をなす、小田川・尾袋川等が「流域治水地域指定」に伴い「特定河川」として正式に指定されたことはこれからの角田・丸森の伊具盆地に住む住民にとって極めて重要な意味を持つことであります。今回の「流域治水指定」にあたり宮城県はじめ農林水産省及び国土交通省などの関係機関の皆様のご指導に対し心から感謝申し上げます。

ところで、第10回通常総代会で組合賦課金の値上げを可決承認していただきました。

今回の値上げの最大の要因は、電力料金の異常な高騰によるものです。しかも高止まりの状態の中で先の見えない状況が続いています。昨年度は、積立金などを取り崩して対応してまいりましたが、苦渋の決断として組合賦課金の値上げという厳しいお願いすることになりました。これからも、施設の老朽化に伴い維持管理工事などの経費の高騰が予想されますので、高率補助事業などに積極的に取り組むことで組合員皆様の負担軽減を図りたいと考えております。組合員の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

国営角田土地改良事業（国営施設応急対策）の実施状況

阿武隈土地改良調査管理事務所　角田支所

1．はじめに

本事業は、前歴事業の国営角田土地改良事業（昭和59年度～平成７年度）で整備された江尻排水機場の性能低下や大規模地震に対応するため、令和元年８月に着工し、令和９年度までの予定で江尻排水機場の施設機能の保全と耐震化のための整備を行っていきます。

2．令和５年度の工事実施内容

前年度からの継続工事も含め以下の工事を実施し、①～④は完了しました。なお、⑤は令和６年度も継続実施中です。

工　事　件　名	工　　期	内　　容
①ICT排水管理設備製作据付工事	R3．11～R5．6	排水管理設備（ICTモデル事業）
②ICT排水管理設備製作据付（その２）工事	R4．11～R5．6	計装設備等（ICTモデル事業）
③江尻排水機場除塵設備製作据付工事	R4．1　～R5．11	除塵機更新
④江尻排水機場４号吸水槽耐震補強工事	R5．6　～R6．3	４号吸水槽耐震補強
⑤江尻排水機場ポンプ設備補修工事	R4．12～R8．3	２号、４号ポンプ設備補修等

ICT排水管理設備完了

除塵機更新完了

４号ポンプ設備補修完了

４号吸水槽耐震補強完了

3．令和６年度の工事計画

上記⑤は、現在も実施中であり、今後、新たに下表の工事を行います。工事の実施中は、江尻排水機場の周辺において工事車両等の出入りが頻繁になりますので、付近を通行の際には十分にご注意頂くとともに、工事車両等の通行へのご協力をお願いいたします。

工　事　件　名	工　　期	内　　容
①江尻排水機場管理用道路法面保護工事	R6．5　～R6．10	法面保護工
②江尻排水機場第１制水門耐震補強他工事	R6．7　～R7．3	第１制水門耐震補強等
③江尻排水機場ポンプ設備補修（その２）工事	R6．7　～R9．7	１号、３号ポンプ設備補修

法面崩落状況

第１制水門現況

１号ポンプ設備現況

第12回臨時総代会開催

令和５年６月30日午後１時30分より舘矢間まちづくりセンター大集会室に於いて第12回臨時総代会が開催されました。

議案は、令和４年度一般会計収支決算並びに令和５年度一般会計収支補正予算等を審議いたしました。今回の議長は、枝野地区伏黒善彦総代によって進められ、報告事項及び提案した２議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第12回臨時総代会提案議案

報 告 1 号	監査結果の報告について
第１号議案	令和４年度一般会計収支決算及び事業報告書並びに財務諸表の承認について
第２号議案	令和５年度一般会計収支補正予算について

面川理事長挨拶

議長　枝野地区伏黒善彦総代

角田市黒須市長挨拶

丸森町保科町長挨拶

員外監事　荒川　隆 氏による講演会

令和５年６月30日の第12回臨時総代会終了後に荒川隆員外監事による講演会が開催されました。

本講習会の内容は、食料・農業・農村基本法の検証作業が進んでいること、国際情勢の混乱による物価高騰の影響から食料安全保障の強化が求められる中で、「食料安全保障と基本法農政の今後」のテーマで、講演会をしていただきました。

今後の地域農業と農村のあり方について再確認できた素晴らしい講演会でした。

あらかわ　たかし
荒川　隆

1959年宮城県角田市生まれ。82年農林水産省に入省。大臣官房長、農村振興局長を歴任し、2018年退官。

講演会の様子

第10回通常総代会開催

令和６年３月19日午後１時30分より、角田市市民センター 201会議室に於いて第10回通常総代会が開催されました。

議案は、令和５年度一般会計収支補正予算並びに令和６年度一般会計収支予算等を審議いたしました。今回の議長は、藤尾・東根地区長尾秀吉総代によって進められ、報告事項を含む提案した20議案は、すべて承認又は原案可決されました。提案した議案は次のとおりです。

第10回通常総代会提案議案

報 告 1 号	監査結果の報告について
第３号議案	理事の補欠選挙執行について
承 認 1 号	令和５年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
承 認 2 号	令和５年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
承 認 3 号	令和５年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
第４号議案	令和５年度坂津田地区水利施設整備(基幹水利施設保全型)事業の分担金計画について
第５号議案	日本政策金融公庫資金の借入及び利率並びに償還方法について
第６号議案	令和5年度新小斎地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画変更について
第７号議案	日本政策金融公庫資金借入金の変更について
第８号議案	令和５年度一般会計収支補正予算について
第９号議案	令和６年度賦課事務及び賦課金徴収の方法について
第10号議案	令和６年度地区除外決済金の徴収方法について
第11号議案	令和６年度施設使用負担金の徴収基準及び徴収方法について
第12号議案	令和６年度一般会計の支出予算中款内流用について
第13号議案	令和6年度新小斎地区水利施設整備（基幹水利施設保全型）事業の分担金計画について
第14号議案	令和６年度県営尾袋川東地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画について
第15号議案	令和６年度県営高田萱場地区土地改良事業（区画整理事業）の分担金計画について
第16号議案	日本政策金融公庫資金の借入及び利率並びに償還方法について
第17号議案	令和６年度一般会計収支予算について
第18号議案	令和６年度土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び計画並びに施行について

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所　澤田元所長挨拶

八島宮城県議会議員挨拶

議長　藤尾・東根地区　長尾秀吉総代

総代会様子

令和５年度 一般会計収支決算

令和5年度一般会計収支決算額　**収入・支出　718,342,456円**

（少数第三以下切捨て）

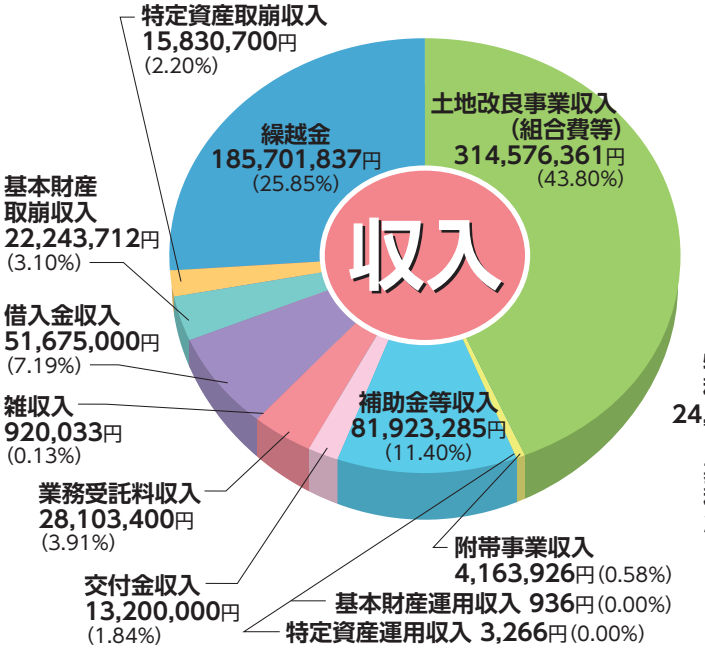

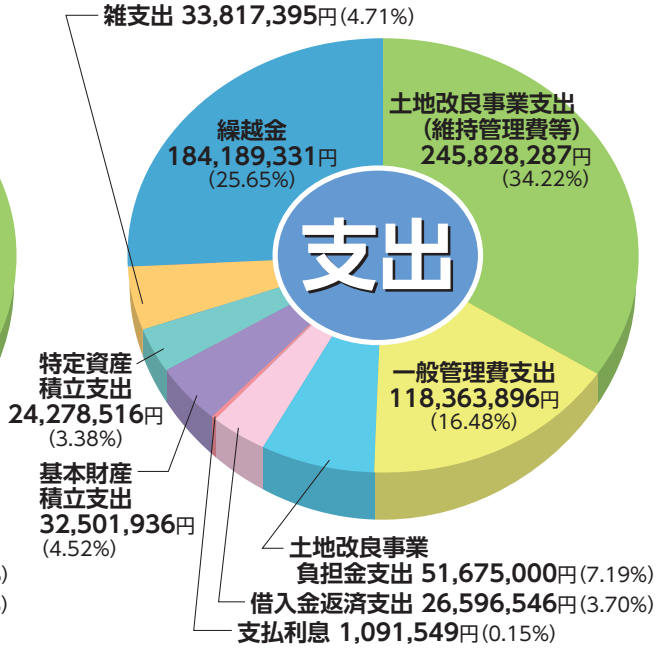

貸借対照表

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	214,261,037	流動負債	52,996,344
現金及び預金	159,355,776	未払金	26,301,319
未収賦課金等	3,148,133	預り金	44,526
その他未収金	51,748,200	短期借入金	25,025,699
貯蔵品	8,928	適正化事業拠出金短期未払金	1,056,000
固定資産	1,400,186,554	未払消費税	568,800
基本財産	139,149,767	固定負債	338,122,718
備荒積立金	68,433,496	公庫資金等長期借入金	265,564,228
事業積立金	70,716,271	適正化事業拠出金長期未払金	2,640,000
特定資産	1,114,105,738	職員退職給付引当金	68,067,868
所有土地改良施設		役員退任慰労引当金	1,850,622
（土地改良区）	153,114,330	負債合計	391,119,062
（国、都道府県）	620,802,220	正味財産の部	
土地改良施設用地等	0	指定正味財産	620,802,220
財政調整積立資産	248,408,113	所有土地改良施設受贈益	620,802,220
職員退職給付引当積立資産	68,067,868	土地改良施設用地等受贈益	0
役員退任慰労金積立資産	1,850,622	（うち基本財産への充当額）	0
施設更新積立資産	14,462,346	（うち特定資産への充当額）	0
建物等更新積立資産	7,400,239		
その他固定資産	146,931,049	一般正味財産	602,526,309
土地	104,907,750	（うち基本財産への充当額）	0
建物	2	（うち特定資産への充当額）	0
機械及び装置	4,680,874		
車両運搬具	10		
器具備品	4,035,966		
ソフトウェア	5,219,000		
適正化事業拠出金	4,488,000		
長期未収賦課金等	23,007,447		
出資金	592,000	正味財産合計	1,223,328,529
資産合計	1,614,447,591	負債・正味財産合計	1,614,447,591

令和６年度 一般会計収支予算

令和6年度一般会計収支予算額　**収入・支出　704,159,533円**

（少数第三以下切捨て）

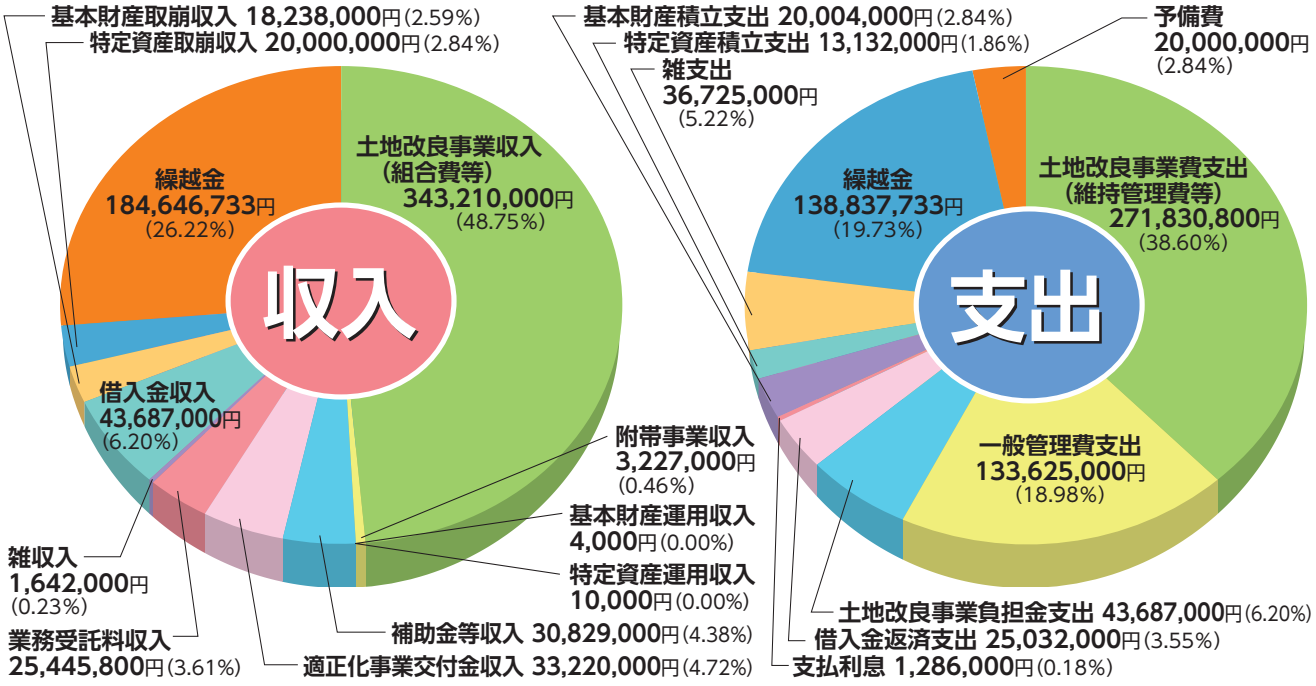

（単位：円）

収　入	項　目	本年度予算額
1	土地改良事業収入（組合費等）	343,210,000
2	附帯事業収入	3,227,000
4	基本財産運用収入	4,000
5	特定資産運用収入	10,000
6	補助金等収入	30,829,000
7	適正化事業交付金収入	33,220,000
8	業務受託料収入	25,445,800
9	雑収入	1,642,000
10	借入金収入	43,687,000
11	基本財産取崩収入	18,238,000
12	特定資産取崩収入	20,000,000
21	繰越金	184,646,733
計		704,159,533

（単位：円）

支　出	項　目	本年度予算額
1	土地改良事業費支出（維持管理費等）	271,830,800
3	一般管理費支出	133,625,000
4	土地改良事業負担金支出	43,687,000
5	借入金返済支出	25,032,000
6	支払利息	1,286,000
15	基本財産積立支出	20,004,000
16	特定資産積立支出	13,132,000
17	雑支出	36,725,000
21	繰越金	138,837,733
22	予備費	20,000,000
計		704,159,533

令和６年度 10a当り賦課金単価表

組合費賦課金の値上げについて

近年の電気料金や燃料の高騰及び物価の上昇により農業用施設の維持管理費が高額になることから、令和６年３月19日の第10回通常総代会で審議し可決承認をいただきました。

組合員の皆様にはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

（単位：円）

【隈西地区】

１.経常費賦課金

角田地域経常賦課金						
等　級	1	2	3	4	5	6
田	9,852	9,458	9,064	8,670	8,276	394
畑	1,182	985	788	591	197	－

舘矢間地域経常賦課金　8,225

２.特別賦課金

県営舘矢間西部ほ場整備	2,423
ほ場整備尾袋川東	123
ほ場整備高田萱場	11

○計算方法　（例）
角田地域経常費賦課金１級の水田
9,852円　×　面積　＝　R6年度経常費賦課金

【隈東地区】

１.排水費

地区名 地　域	隈　東			北谷地		坂津田		平　貫			大内
	A	B	C	A	B	A	B	A	B	C	均一
田	4,200	3,000	1,900	3,250	2,350	2,750	2,050	4,600	3,300	2,150	2,850
畑	2,520	1,900	1,300	1,950	－	1,800	－	2,800	2,050	1,450	1,500

２.用水費

地区名 地　域	隈東南	隈東北	藤　田	大　内		
	均一	均一	均一	A	B	C
田	6,050	6,150	7,600	3,900	3,600	3,300

○計算方法　（例）排水（隈東Ａ）、用水（隈東南）の水田の場合
（排水4,200円　＋　用水6,050円）　×　面積　＝　R6年度経常費賦課金

・組合費賦課金は全４期で徴収し、賦課金の割合は、均等割りといたします。（端数は１期に加えます。）
・賦課金額２万円未満の場合は、１期（５月）に全額徴収します。
・区画整理済区域については事業に係る受益費が償還期限まで加算されます。
・施設使用に係る負担金については改良区へお問い合わせください。
・賦課金は土地改良区組織運営上、並びに事業遂行上必要な経費ですので、休耕又は転作した場合でも通常通り賦課されます。

令和６年度 地区除外決済金

決済金とは、農地転用や公共事業による買収等で地区除外される場合に、残された農地が将来過剰負担にならないように、土地改良法第42条及び地区内農地転用に係る地区除外等処理規程により、長期借入金及び施設の維持管理費等の負債を一括納入していただくものです。

（10a当たり　単位：円）

【隈西地区】

１．土地改良事業決済金

１．舘矢間西部ほ場整備　3,605

２．維持管理事業決済金

１．江尻排水機場水系

等　級	1	2	3	4	5	6
田	57,420	47,850	38,280	28,710	19,140	9,570
畑	28,710	23,925	19,140	14,355	4,785	－

２．堀切排水機場水系　34,397

３．用水事業（角田・丸森舘矢間）　48,969

【隈東地区】

１．維持管理事業決済金（借入償還金含む）

地目／地域別	田			畑		
	A	B	C	A	B	C
隈東南地域	65,175	59,986	7,783	10,378	7,783	5,189
藤田地域	41,887	36,698	7,783	10,378	7,783	5,189
北谷地地域	52,367	47,033	－	10,668	－	－
坂津田地域	48,037	43,940	－	8,194	－	－
平貫地域	47,505	43,570	5,917	7,890	5,917	3,945
大内地域	30,801	28,963	27,125	6,214	※大内天水水掛かり12,429	

お知らせ　土地改良区の未納賦課金の回収業務について

令和６年度から弁護士事務所（東京のエジソン法律事務所）との委託契約を締結し、未納賦課金の回収業務を依頼することになりました。法律事務所から、納付催告を行う場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、令和６年度の賦課金の納入期限が下記のとおりとなっておりますので納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

【委託先】　弁護士法人　エジソン法律事務所
東京千代田区神田錦町1-8-11　錦町ビルディング４階

期　別	口座振替日	納期限
第１期	令和６年５月27日	令和６年５月31日
第２期	令和６年６月27日	令和６年７月１日
第３期	令和６年９月27日	令和６年９月30日
第４期	令和６年10月28日	令和６年10月31日
施設使用負担金	令和６年11月27日	令和６年12月２日

※納期限を過ぎると年10.95%の延滞金が加算されますので**納期限内の納入をお願いします。**

県営ほ場整備事業尾袋川東地区起工式（安全祈願祭）

令和５年７月26日に県営ほ場整備事業尾袋川東地区の区画整理工事に伴う起工式が開催されました。尾袋川東地区推進協議会役員、施工業者（(株)斎藤工務店）、関係機関が出席し、安全祈願祭が行われました。

本工事は、最終的には約80ヘクタールで大区画ほ場が整備される予定であり、標準区画である２ヘクタールのほ場と、「水田水管理省力化システム」の導入に向け水田の大規模化とスマート農業の導入が実現することで、農業生産の大幅な効率化が期待されております。

県営ほ場整備事業尾袋川東地区 大区画ほ場整備セレモニー及びスマート農業実演会

令和６年５月17日に角田市江尻地内で行われている県営ほ場整備事業尾袋川東地区で令和５年度施行箇所の「第１工区」（計16.3ヘクタール）の工事完了を記念して大区画ほ場整備セレモニー及びスマート農業実演会が開催されました。

主催者である「尾袋川東地区圃場整備事業推進協議会」澤田秀一会長の挨拶に始まり、黒須貫角田市長、八島利美宮城県議会議員から祝辞が述べられました。その後、スマート農業実演会として、来賓者によるGPS付き田植え機の試乗体験や、自動操作田植え機作業実演等が行われ、地元関係者の方々は興味深い様子で見守っていました。

着工前

完成

尾袋川東地区推進協議会　澤田会長挨拶

田植え機試乗体験をする八島県議会議員

田植え機試乗体験をする黒須角田市長

令和５年度　主な土地改良事業紹介

県営水利施設整備事業

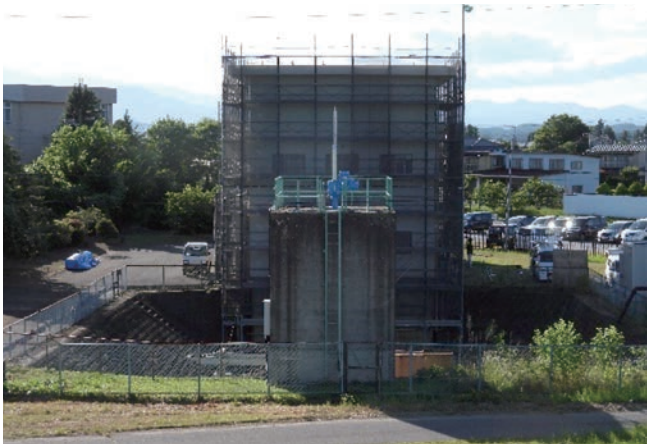

桜揚水機場　取入口整備（ゲート整備・スクリーン整備）
事業費64,000,000円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降

新小斎揚水機場　川裏ゲート更新
事業費：83,000,000円（負担割合：国50%、県29%、市14%、改良区7%）R3以降

農業水利施設機能保全緊急対策事業

野田揚水機場整備補修工事(主ポンプ・電気設備整備補修、付帯設備・配管設備更新)
事業費：11,000,000円（負担割合：県75.0%、改良区25.0%）

啓発活動

出前学習、水利施設見学会

【桜小学校、北郷小学校、横倉小学校】

出前学習は、角田市内の小学校で土地改良区の役割や施設の持つ多面的機能、歴史について学びの場を提供いたします。

近年話題になっている「SDGｓ（持続可能な開発目標）」と改良区の関係性についても学習を行い教育現場でも興味関心が高まっているのを実感しております。（角田小学校はインフルエンザ蔓延につきR5年度は中止）

水利施設見学会では、改良区管内の水利施設（揚排水機場・用水路）を角田市のバスに乗り旧丸森橋の坪石揚水機場の取水口から、末端の江尻排水機場まで職員が現地で説明しております。また、台山公園敷地内にある「江尻排水ポンプ展示館」では、江戸時代からの記録や高山上水翁の偉業、当時東洋一と謳われた江尻排水ポンプを見学しました。

桜小学校水利施設見学会にて

北郷小学校水利施設見学会にて

横倉小学校水施設見学会にて

水質浄化啓発活動・ゴミの不法投棄防止

【桜小学校】

水路・環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、角田市内の小学校と桜地区環境部会､高蔵寺ホタルまつり実行委員会の方々と共に、土壌改良や水質浄化効果があるＥＭ（有用微生物群）を使用した美化啓発活動を実施しました。

桜小学校EM元気玉作りにて

桜小学校ＥＭ発酵液作りにて

高蔵寺ホタルまつり実行委員会EM元気玉作りにて

【金津小学校】

環境美化とゴミの不法投棄防止、生態系保全を目的に、生き物の種類よってどのような水質なのか調査を実施しました。東北工業大学の山田教授にも参加していただき、環境問題について考えさせられ、どのような対策が出来るのか生き物調査を通して学習しております。

金津小学校生き物調査にて

揚排水機場の施設見学

当土地改良区では、土地改良区の役割を多くの方々に理解していただくため、揚排水機場他改良区管理施設の施設見学を行っております。

また、出前授業や揚排水機場の施設見学を随時受付しておりますのでご希望の方は改良区までお問い合わせください。

【実施内容等】

・管内の水利施設をまわりながら、土地改良区職員が水利施設の役割を説明します。
・見学会の日程及び内容について、見学希望者（個人、団体）に合わせ調整します。
　人数制限は設けておりません（１名でも見学が可能）。
・参加費は無料です。
・施設見学会は、ポンプ運転状況が直に見ることができる用水時期（５月初旬～８月下旬）をお勧めします。

R5年度見学に来ていただいた団体

見学日	団　体　名	人　数
R５．６.12	角田市立桜小学校	31名
R５．７．３	角田市立横倉小学校	29名
R５．８.22	あぶくま農学校	９名
R５．９．４	阿武隈土地改良調査管理事務所　インターン生	１名
R５．９.26	大河原地方振興事務所　インターン生	１名
R５．９.28	角田市納税貯蓄組合連合会　北郷支部	36名
R５．９.29	宮城県内地方振興事務所長	11名
R５.10.15	西根地区農業体験交流事業委員会(東京都目黒区小学生)	35名
R５.11.21	角田市立北郷小学校	25名
R６．２.28	東京工業大学	19名

【組合員の皆様へのお願い】

貴重な農業用水です。水管理はこまめに！

草刈りした草やゴミを水路に流すと、スクリーンや分水工等に草が詰まり、**適正な用水量を確保できなくなります。**また、用水路を完全に堰止めしたり、用水のかけ流しを行うと**下流の水田で用水不足になりますのでご注意下さい。**

貴重な農業用水ですので、ご協力とご理解を頂けますようお願いいたします。

あぶくま川水系角田地区土地改良区新役員の紹介

土地改良団体における男女共同参画「全国の土地改良区において、理事に占める女性の割合を2025年度まで10%以上にする」という目標から、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の員外理事制度導入に伴い、第10回通常総代会において役員補欠選挙が執行され、候補者推薦届出の結果、無投票となり、員外理事２名の当選が決定いたしました。

任期は令和６年３月26日～令和８年６月26日となります。

新役員集合写真

理事（員外）

（角田市尾山）

永田眞由美（ながたまゆみ）

理事（員外）

（角田市高倉）

井上　愛（いのうえ　あい）

加藤選挙管理者により当選証書付与

新役員登用までの流れ

令和４年度	３月３日	理事会（定款・役員選挙規程の一部変更について）
	３月17日	定款・役員選挙規程の一部変更（理事定数、員外理事等） 総代会議決　総代への説明
令和５年度	５月19日	定款・役員選挙規程変更知事認可
	１月30日	理事会（理事（員外理事）補欠選挙の執行について）
	３月14日	理事（員外理事）補欠選挙執行公告
	３月19日	総代会にて理事（員外理事）補欠選挙

あぶくまNEWS

水難事故防止にご協力ください!!

近年農業用施設での水難事故が多発しており、当土地改良区でも、水難事故を防止する為に、小学校への啓蒙チラシ配布、看板や立て札、防護フェンスの設置、修繕等を行っております。

また、水路やため池周辺で釣りや水遊び等をする子供を見つけた場合は、**「あぶないよ！」**とご注意下さいますようにお願い申し上げます。

相続登記義務化について

令和６年４月１日より相続登記の申請が義務化されました。

相続によって不動産を取得した相続人は「その取得を知った日または2024年４月１日」のいずれか遅い日（あるいは遺産分割協議が成立した日）から３年以内に相続登記の申請を義務付けられることとなりました。

正当な理由がなく申請を怠った場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

※詳細は法務省又は法務局ホームページをご覧ください。

耕作してなくても賦課金を払わなければいけませんか?

このようなお問い合わせが増えております。

耕作されていない農地についても、土地改良区の地区内に登記簿上、農地として存在している限りは、土地改良法に基づき賦課金をお支払いしていただくことになっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

職員紹介

事務局長

事務局長兼事業課長	加川　敏広

総務課

総務課長	高野　憲一
庶務係主事	八巻　海夕
会計係主事	佐藤　美穂
主査（再任用）	小野　則行
主査（再任用）	齋藤　啓二

賦課徴収課

賦課徴収課長兼総務課長補佐	山家　純子
賦課徴収係主事	佐藤　楓

事業課

課長心得	渡邉　寿伸
事業係長	斎藤　匡
事業係長	渡邊　賢
用排水係主事	菅野　大樹
用排水係主事	佐藤　藍斗

（令和６年４月１日現在）

訃報

総代（枝野選挙区）

室　井　良　一　氏

令和６年４月２日逝去

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに感謝申し上げ、ここに謹んで哀悼の意を表します。

水土里ネット かくだ

組合員の皆様へ

組合員の資格に移動があった場合は届け出が必要です!

○農地を売買又は交換したとき。又は、相続、贈与されたとき
○農業委員会等で農地を貸借したとき。又は、解約したとき
○農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営委譲するとき
○組合員が亡くなられたとき（名義変更）　又は、組合員の住所や電話番号が変わったとき
○納税組合を脱退されたとき
○農地を農用地外（宅地・山林等）に転用するとき（農地転用に関する届出）
○公共用地（道路・河川等）に買収されたとき

※毎年４月１日現在の組合員名簿と土地台帳を基準に新年度の賦課金を算定しますので、上記の移動があった場合は忘れずに届出を提出してください。
※届け出用紙は改良区に設置又はホームページよりダウンロードできます。なお、ご希望により郵送致しますのでご連絡願います。
※農地転用や公共事業による買収で地区除外をされる場合は『**決済金**』の納付が必要となります。

【ご注意】　市町村や農業委員会、法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きを行っても
直接土地改良区に届け出をしなければ組合員台帳の修正は行われません！

賦課金は期日を守って納入して下さい!

○土地改良区組合費賦課金の納入は**５月、６月、９月、10月までの全４期**となっております。
期日を守って納入頂きます様ご協力をお願い致します。
納入方法　・納税組合
・窓口納付（JAみやぎ仙南、ゆうちょ銀行、土地改良区）
・自動口座振替（**JAみやぎ仙南・ゆうちょ銀行・七十七銀行**）
○**賦課金の自動口座振替**を希望される方は土地改良区までご連絡ください。
口座振替の手続きには、１ヶ月程度かかりますのでお早めに申し込みください。
なお、振替口座の名義人や口座番号等に変更が生じたときは、速やかに届出願います。
○**賦課金の未収納が発生した場合は、**改良区役職員が一丸となって未収納金の回収を行っております。
○**組合賦課金の滞納者に対しては、**関係機関の指導のもと滞納処分の手続きを行うようになります。
・支払いの意思が確認できない場合、又は分納契約が正確に履行されない場合には、**財産の差押さえ等**の処分を行う場合があります。

注意!　滞納賦課金は新組合員の負担

～　土地改良法第42条　権利義務の継承　～

○農地の移動・売買の際は、賦課金滞納の有無にご注意下さい。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
○競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りと明記されておりますのでご確認下さい。

VEGETABLE OIL INK　環境に優しい植物油インキを使用しております。
UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。